「第三回山形県受動喫煙防止対策検討委員会」における JT の意見陳述要旨

この度は弊社に意見陳述の貴重な機会をいただき、深く感謝申し上げます。

JT は、「たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現」に向けて、分煙推進等の活動をしております。本日はその内容については、割愛させて頂きますが、活動を通じて得た知見や、本検討会と同様に、受動喫煙防止対策について議論された先行自治体における取組等を中心にご紹介させて頂きます。

本検討会においては、受動喫煙防止対策を推進する為、有効な受動喫煙防止対策について様々な議論が行われていると認識しております。本検討会の総意として、何かしらの対策は進めていかなければならないとの意見はあるものの、民間事業者の方々からは、神奈川県や兵庫県と同様に禁煙や厳しい分煙基準を一律的に事業者へ課す条例については、「売上の低下」や「物理的に分煙設備を整備する事が困難」、「仮に整備可能であっても相応の費用が負担出来ない」など多くの懸念があるとのご意見も挙げられていると認識しております。

また、県民の意見としては、「健康山形あんしんプラン」を策定時のパブリックコメントや本検討会開催に際し山形県が行った調査によると、行政が規制するよりも、事業者の自主的な取組を推進すべきとの意見であったと聞いております。

このような議論が行われている中、受動喫煙の機会を減らす有効な手段として、店頭への喫煙ポリシー表示ステッカーの貼付を既に始められているとのご意見がありました。その取組については、各店舗が多大な投資も要せず、かつ、お客様サービスを低下させることなく、意図せぬ受動喫煙防止を図る事ができる有効な手段と思います。後にご紹介させて頂きます自治体においても、受動喫煙防止対策の有効な手段として、店頭への喫煙ポリシー表示ステッカー貼付を推進しております。

では、これまでに本検討会と同様に受動喫煙防止対策について議論が行われた自治体では、どういった意見が挙げられ、どのような取組を行っているかについて、簡単にご紹介させて頂きます。神奈川県や兵庫県では皆様ご存じの通り、多くの施設に対して禁煙や厳格な分煙設備を整備する事を義務化した条例が施行されています。東海林委員からもご発言ありましたが、厳格な分煙設備を整備するには、資料 3 ページの通り、相応の費用が必要となりますし、民間事業者の方々が懸念されている経済影響については、資料 4 ページから 11 ページでお付けしているような影響がございます。

一方、東京都や千葉県、京都府、大阪府、市町村単位となると近隣の青森県青森市では、 神奈川県や兵庫県同様の条例を制定する必要性をご意見される方もいましたが、民間事業 者の方々からは、本検討会と同様に厳しい条例に対して多くの懸念があるとのご意見もあ りました。結果として、厳しい条例を制定した場合の様々な懸念が払拭されない中、神奈川県や兵庫県と同様の条例を制定することよりも、実効性のある対策を推進するために、ガイドライン等を制定し、店頭への喫煙ポリシー表示ステッカーを貼付する等、民間事業者の自主的な取組を官民で推進する対策を採用されております。一部の自治体では、分煙設備を整備する為の独自の助成金制度も設けております。

本検討会においても、何かしらの対策は進めなければならないとの方向性の基、様々な議論がなされておりますが、委員長や山川委員もご発言されていた通り、たばこを吸われる方とたばこを吸われない方が対立するような対策でなく、民間事業者が自主的に取組を推進するような枠組みが必要と思います。その枠組みについては、禁煙や厳格な分煙基準を課す条例と、現実的に実施可能な民間事業者の取組を推進する為のガイドライン等の制定についてご意見が分かれているようでありますが、本検討会のこれまでの議論内容、先のパブリックコメントやアンケート結果、先行検討自治体での議論内容とその対策を踏まえると、山形県においても厳しい条例ではなく、ガイドライン等を制定し、官民一体となった受動喫煙防止対策を進める事が、一つの方向性となるのではないかと考えております。

最後になりますが、今後、山形県における受動喫煙防止対策に資するような情報、例えば本日は時間の都合で割愛させ頂きました分煙コンサルティング活動の事例や喫煙と健康に関する情報なども引き続き関係者の皆様へ積極的にご提供させて頂く所存でございます。また、私どもといたしましては、「たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現」に向けて、分煙推進等の活動を継続させて頂きます。

本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。